

協議第 8 号 (継続)

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

(平成 1 7 年 2 月 2 3 日提案)

笠間市・友部町・岩間町合併協議会

会 長 磯 良 史

調 整 方 針 (案)

新市に 1 つの農業委員会を設置するものとし、3 市町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項の規定を適用し、合併後 1 年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。

農業委員会等に関する法律第 7 条の規定による新市の選挙による委員の定数は、3 0 人とするものとする。

新市の選挙の単位は、旧市町の区域に 1 選挙区を設けることとし、各選挙区において選挙すべき定数は、新市において定めるものとする。

平成 1 7 年 3 月 2 日確認

参 考 (現 況 等)

2 複数の農業委員会を置くことができる場合（農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第1条の3）
市町村の面積が24,000haを超える場合，又は農地面積が7,000haを超える場合

3 特例措置の概要と適用事例

(1) 1つの農業委員会を置く場合

特例措置の適用なし

3市町の委員はすべて失職する。新市は農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条第1項の規定に基づきその定数を条例で定め，合併後50日以内に新たな委員の選挙を行う。

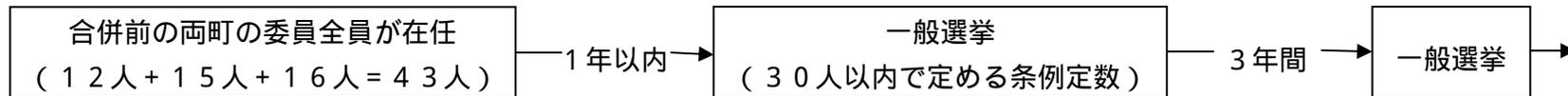
【適用事例】



在任特例（市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項及び第2項の適用）

3市町の委員は，80人を超えない範囲で1年以内の間，合併後の市の委員として引き続き在任できる。

【適用事例】



* 選任委員については，特例はなく，新設合併の場合は，委員全員が失職する。
上記の特例については，全て選挙による委員の想定となる。

参 考 (現 況 等)

(2) 複数の農業委員会を置く場合

旧市町の区域ごとに複数の農業委員会を置く場合（農業委員会等に関する法律第34条第1項の適用）

従前の3市町の農業委員会については合併後もそのまま存続し、従前の農業委員会の委員（選挙委員，選任委員）が，従前の任期の残任期間引き続き在任する。



旧市町の区域によらず複数の農業委員会を置く場合（市町村の合併の特例に関する法律第8条第3項の適用）

3市町の委員（選挙委員）は，80人を超えない範囲で1年以内の間，合併後の市の委員として引き続き在任できる。